

やすらぎの森(合葬式墓地)使用許可後の手続きについて

お問い合わせ先 小山市環境課 環境保全係 TEL 0285-22-9284

1. 納骨について

合葬式墓地に納骨する焼骨を所持している方は、納骨の日時が決まりましたら、納骨予定日の前日(※納骨予定日が土・日曜日または祝日の場合は、その前日の平日)までに次の書類を市役所環境課の窓口へ提出してください。書類の提出がない場合は納骨できません。

【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(合葬式墓地)焼骨埋蔵届
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(合葬式墓地)使用許可証
- ③ 火葬許可証または改葬許可証

※ 納骨は骨箱(縦・横・奥行き30cm以内)でお願いします。

※ 墓地には、焼骨以外のものは納骨できません。

※ 火葬許可証または改葬許可証の無い焼骨の納骨は法律で禁止されていますので、納骨手続きまで紛失されないようご注意ください。

※ 自己のために利用することを目的に納骨壇の使用許可を受けた方は、その死後においてその焼骨が納骨壇に納骨されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。

※ 納骨壇の使用期間は使用許可の翌日から起算して 20 年までです。納骨壇の試用期間の経過後は地下の合葬室に合祀いたします。

※ 合葬式墓地内には、立ち入ることができません。参拝は合葬式墓地建物正面の参拝所で行っていただくことになります。

2. 納骨できる焼骨の範囲

納骨できる焼骨は使用許可証に記載されている方が対象となります。納骨する焼骨の変更はできません。

3. 納骨壇の使用期間の延長

納骨壇の使用期間は使用許可の翌日から起算して20年までです。納骨壇の使用期間の経過後は地下の合葬室に合祀いたします。ただし、納骨壇使用者は、使用期間の満了する日までに申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の使用期間を延長することができますので、次の書類を市役所環境課へ提出し使用期間の延長の申請をしてください。

(延長可能な期間)

焼骨を納骨した日(2体用の納骨壇にあたっては、最後に焼骨を納骨した日)から20年を経過する日または当該使用許可の日から30年を経過する日のいずれか早い日となります。

(延長に係る使用料)

1体用 37,500円

2体用 75,000円

【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(合葬式墓地)納骨壇埋蔵期間延長承認申請書
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(合葬式墓地)使用許可証

4. 使用权の承継

合葬式墓地の2体用の使用者が死亡したときは、使用者とともに合葬式墓地に納骨される予定の方は使用者の地位を承継することとなります。速やかに次の書類を市役所環境課へ提出してください。

【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(合葬式墓地)使用者地位承継届
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(合葬式墓地)使用許可証
- ③ 死亡した使用者の除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)

- ④ 新しい使用者の戸籍の謄本又は全部事項証明書
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)
- ⑤ 新しい使用者が市外に在住する方の場合、住民票の写し(本籍・続柄の記載されたもの)
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)
- ⑥ 死亡した使用者と地位を承継した者との続柄を明らかにする書類
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの(理由書等)

5. 記載事項の変更

墓地使用者は、墓地使用許可証の記載事項(住所・本籍・氏名)に変更が生じたときは、速やかに次の書類を市役所環境課へ提出してください。

【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(芝生墓地・合葬式墓地)使用許可証記載事項変更届
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 小山市公園墓地(合葬式墓地)使用許可証
- ③ 変更内容を証明する書類
住民票の写し(本籍・続柄の記載のあるもの)
国籍の記載された住民票の写し(外国人の場合)

6. 墓地使用許可証の再交付

使用者は、使用許可証を紛失又は棄損したときは、速やかに次の書類を市役所環境課へ提出して再交付を受けなければいけません。再交付手数料はかかりません。

【提出書類】

- ① 小山市公園墓地(芝生墓地・合葬式墓地)使用許可証再交付申請書
(市役所環境課の受付窓口にあります)
- ② 使用者の身分証明書(コピーをとらせていただきます)